しょう しゃせいどかいかくすいしんかいぎ だい かいかいぎ しょうがいしゃきほんほう たい ろんてん 「障がい者制度改革推進会議」第2回会議 障害者基本法に対する論点 む いけん に向けての意見

しょう しゃせいどかいかくすいしんかいぎこうせいいん ひさまつ みつじ 障 がい 者 制 度 改 革 推 進 会 議 構 成 員 久 松 三二 「ざいだんほうじんぜんにほん れんめい じむきょくちょう」 (財 団 法 人 全 日 本 ろうあ 連 盟 事務 局 長)

きほんてきせいかく

1. 基本的性格について

げんこう しょうがいしゃきほんほう しさく すいしん りねんほう しょうがいしゃ 現 行 の 障 害 者 基 本 法 は施策の 推 進 のための 理 念 法 であり、 障 害 者 の けんりこうし ほしょう しゅし ほうりつ しょうがいしゃけんりじょうやく 権利 行 使 を 保 障 することを 趣旨とした 法 律 ではない。 障 害 者 権 利 条 約 を こんきょ ぎょうせいしさく すいしん しょうがいしゃ けんりこうし じつげん む 根 拠 とし、「 行 政 施策の 推 進」から「 障 害 者 の権利 行 使の 実 現」に向けて ばっぽんてき かいせい ひつよう 抜 本 的 に 改 正 していく 必 要 がある。

しょうがいしゃきほんほう しょうがいしゃけんりじょうやく にほん いちばんきほんてき 障害者基本法は、障害者権利条約のもとに、日本における一番基本的 ほうりつ けんり きてい りねんほう しょうがいしゃさべつきんしほう な法律(権利を規定する理念法)であるとするなら、障害者差別禁止法、こんごろんぎ しょうがいしゃそうごうふくしほう かしょう 今後論議していく障害者総合福祉法(仮称)、また、しんたいしょうがいしゃふくしほう たこべつほう かんれんせい めいかく きてい身体障害者福祉法など、その他の個別法との関連性を明確に規定しておくひつよう 必要がある。

しょうがい ていぎ

2. 障害の定義について

しょうがい しゃかいもでる かんが もと せいり ひつよう 障害の社会モデルの考えに基づき整理する必要がある。

さべつ ていぎ

3. 差別の定義について

しょうがいしゃけんりじょうやく ていぎ も と ごうりてきはいりょ おこな さべつ 障害者権利条約の定義に基づき「合理的配慮」を行わないことは差別であめいかく ひつよう

ることを明確にする必要がある。

きほんてきじんけん かくにん

4. 基本的人権の確認について

しゅわ

- (1) 手話
 - 1 しゅわ おんせいげんご どうとう げんご いち ほしょう ひつよう
- ①手話を音声言語と同等に言語としての位置づけと保障が必要である。
- しゅわ しよう しゅわ がくしゅう しゅわ がくしゅう しゅわつうやくほしょう ②手話の使用、手話の 学 習、手話による 学 習、手話 通 訳 保 障 は、きほんてきけんり いち ひつよう 基本的権利として位置づける必要がある。

ちょうかくしょうがいしゃは、 しゅわ だいいちげんご「ぼご」 もの げんご にんげん 聴 覚 障 害 者には、手話を第一言語(母語)とする者がいる。言語は人間のせいかつ ふかけつ き はな だいいちげんご がくしゅう しよう 生活に不可欠であり切り離すことができない。したがって第一言語の学習・使用はにんげん きほんてきけんり しゅわ がくしゅう しよう しゅわ人間の基本的権利といえる。このことから、手話の学習・使用は、手話をだいいちげんご もち ちょうかくしょうがいしゃ きほんてきけんり いち ひつよう第一言語として用いる聴覚障害者の基本的権利として位置づけられる必要がある。

(2) コミュニケーション

たん いしそつう しゅだん ほんらいてき そうほうこう ①コミュニケーションは 単 なる意思疎通の 手 段 ではない。本 来 的 に 双 方 向 であり、にんげんどうし きょうかん かくとく じんかく はったつ いぎ ふく 人 間 同 士 の 共 感 の 獲 得、それによる 人 格 の 発 達 という意義も含む。 そうほうこう いみ しょうがいしゃ たい ふくし いち 「 双 方 向 である」という意味は、 障 害 者 に 対 する福 祉サービスという位置づけに げんてい いみ 限 定 すべきではないことを意味する。

たと しゅわつうやく しゅわ もち おんせいげんご き と ちょうかくしょうがいしゃ 例えば、手話 通 訳 は、手話を 用 い 音 声 言 語が聴き取れない 聴 覚 障 害 者 と、おんせいげんご もち しゅわ かい けんちょうしゃそうほう 音 声 言 語を 用 い手話を 解 しない 健 聴 者 双 方 が、コミュニケーションをするとき ひつよう しゅわつうやく りよう けんちょうしゃ ちょうかくしょうがいしゃ に 必 要 となる。つまり、手 話 通 訳 を利用するのは、健 聴 者 と 聴 覚 障 害 者 そうほう けんちょうしゃ ひつようの 双 方 であり、健 聴 者 も 必 要 とするのである。

はんり はしょう しゅだん こんどう ②権利としてのコミュニケーションの保障と、コミュニケーション手段は混同されないよちゅうい ひつよう しゅだん ほしょうう 注意する必要がある。コミュニケーション手段の保障だけではなく、コミュニケーしつ ほしょう しゅだん ていぎ おションの質も保障されなければならない。コミュニケーション手段の定義だけで終わるしょうがいしゃかん きほんてきしさく けんりのではなく、障害者に関する基本的施策において、権利としてのコミュニケーショどくりつ こうもく いち ひつようンは独立した項目として位置づける必要がある。

たと じゅよう りかい はっしん じかん しょうがいしゃ 例えば、コミュニケーションの「受容(理解)」「発信」に時間のかかる障害者 いけんひょうめい きかい ほしょう ひつようの意見表明の機会を保障する必要がある。

おんせいげんご しゅわ ひっき ゆびもじ しょくしゅわまた、音声言語とのコミュニケーションにおいて、手話、筆記、指文字、 蝕 手話、てが もじ た つうやく ちょくやく いやく ほんやく せつめい そうだんしえん 手書き文字その他の 通 訳 を行うことは、 直 訳 、意訳、 翻 訳 、説 明 、 相 談 支援なさまざま ほうほう せんもんてき しえんぎじゅつ も じんざい しゅわど、様々な方法・レベルがあり、専門的な支援技術を持つ人材(手話つうやくし しゃ ようやくひっきしゃ もう つうやく かいごいん ひつよう通訳士・者、要約筆記者、盲ろう通訳・介護員)が必要である。

しょうがいしゃ かん きほんてきしさく

- 5. 障害者に関する基本的施策について
 - じょうほう りよう か かいかく こうもく うち じょうほう ① 「 情 報 の利用におけるバリアフリー化」については、改 革 17 項 目 の 内、「 情 報 りよう でんたつしえん かんれん じょうほう ほしょう の利用・伝 達 支援」と関連しているが、「 情 報・コミュニケーションの保障」といち じょうき しゅだん しようして位置づけるべきである。上記したように、コミュニケーション手段の使用だけでなくしつてきほしょう ふく ひつよう 質 的 保障も含めていく必要がある。
 - 2 しょうがいしゃきほんほう だい しょう しょうがい よぼう かんきほんしさく さくじょ ② 障害者基本法の第3章「障害の予防に関する基本施策」は削除するべきである。

にゅうようじ じんこうないじそうにゅう よぼう そうきちりょう 乳 幼 児 からの 人 工 内 耳 挿 入 が「予防」のための「早期 治 療」にされてはならな みずか いしけってい にゅうようじ いっぽうてき ちりょう じんかく むしい。 自 ら意 思決 定できない 乳 幼 児 に 一 方 的 に 「治 療」することは 人 格 を無視 じんけんもんだい おお もんだい い え した 人 権 問 題 であり 大 きな 問 題 があると言わざるを得ない。

- きょういく ちょうかく しょうがい こ たい しゅわ にほんご ③ 教 育 については、聴 覚 に 障 害 のある子どもたちに対しては、手話と日本語の りょうほう み せんもんてき きょういく ば ひつよう ふ ひつよう 両 方 を身につけられる 専 門 的 な 教 育 の場が 必 要 であることを踏まえる 必 要 がある。
- 6. モニタリングについて

じんけん ほごおよ そくしん ちょうさけん かんけいきかん ちょう かんこくなど 人権の保護及び促進のため調査権やあらゆる関係機関の長に勧告等のけんげん ふよ ひつよう そしき どくりつ きかん しょうがい権限が付与される必要がある。また、組織として独立した機関であり、障害をもとうじしゃ うんえい ちょうさ かんこくなど さんかく 持つ当事者が運営・調査・勧告等に参画すべきである。

い じょう 以 上